

平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	12	農 林 水 産 省	
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 事業税（外形）不動産取得税 固定資産税 事業所税 <u>その他（地方法人特別税）</u>		
要望項目名	農業協同組合等の合併に係る特例措置の3年延長		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>農業協同組合等が以下のケースで合併する場合</p> <p>① 農林中央金庫と信連</p> <p>② 全国を地区とする農協連とその会員たる農協連</p> <p>③ 農協と農協</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>上記の合併による資産の移転は帳簿価格による引継とされ、合併による譲渡損益の計上は行わないものとされる。</p>		
関係条文	租税特別措置法第68条の2		
要望理由	<p>農協系統が、組合員のための組織であるとの原点に立って、食料の安定供給等食料・農業・農村基本法が求めている基本理念の実現に主体的に取り組んでいくためには、社会経済の変化に対応し得る組織に再編していく必要がある。</p> <p>農協系統においては、合併等による組織再編に取り組んでいるところであるが、人的結合体である農協等の合併について、簿価合併を認める本制度を延長することにより、農産物販売力の強化や農業融資等を通じた担い手支援、農商工連携等による農業の6次産業化にもその役割を果たし得る農協系統に再編していく必要がある。</p>		
減収見込額	<p>（初年度） — （平年度） — （単位：百万円）</p> <p>（法人住民税 139 法人事業税 132 地方法人特別税 106） （法人住民税 139 法人事業税 132 地方法人特別税 106）</p>		
地方税以外の措置	既存	<p>・ 国税 農業協同組合等の合併に係る課税の特例（適用期限平成22年3月31日）</p> <p>・ 融資、補助金その他</p>	
	22年度の望	<p>・ 国税 農業協同組合等の合併に係る課税の特例の適用期限（平成22年3月31日）の3年延長</p> <p>・ 融資、補助金その他</p>	
過去の要望経緯	H13 創設 H16 延長 H19 延長		
本要望に対応する縮減案	特になし		

